

629

特240

965

トツレフンパ究研身修

輯二十第一

義意的神精の禮大御

御大禮の精神的意義

亘理章三郎編述



- ・ 御大禮の國家的意義
- ・ 御即位禮の精神的意義
- ・ 大嘗祭の精神的意義
- ・ 御大禮と京都
- ・ 明治天皇の御製と京都
- ・ 明治天皇の御製と新嘗祭
- 前人の御大禮に關する意見

行發會學道の斯京東

始



御大禮の精神的意義

目 次

御大禮の國家的意義	
一	御大禮は國家の公事.....
二	全國民の精神的奉仕.....
御即位禮の精神的意義	
一	御即位と建國の精神.....五
二	御即位は國家價値の無限の創造に新たな一世代を加へるもの.....七
三	御即位禮は始を正しうするの慶典.....八
四	皇祖皇孫御一體の御典禮.....九
五	君民一體の御大禮.....十
大嘗祭の精神的意義	
一	報本反始の御大祭.....十一
御大禮の精神的意義	
一	御大禮の精神的意義.....三
前人の御大禮に關する意見	
一	山鹿素行の即位禮に關する說.....三
二	會澤安の即位禮に關する說.....三
三	會澤安の大嘗祭に關する說.....三
四	田中義成の御大禮に關する說.....三

亘理 章三郎 編述

御大禮の國家的意義

一 御大禮は國家の公事

御即位禮及び大嘗祭の御大禮に就いて、先づ我等國民のよく自覺してゐなければならぬことは、此の御大禮は、皇室内の御事で、其れに對して我等國民が慶祝・崇敬の意を表し奉るといふばかりでなく、其れが直に我が國家の公事である、從つて皇室を始め奉り、我等全國民の直接に奉仕するところの、舉國一體の大行事であるといふことである。

我が國は、君民一體の皇國であつて、國家を他にして皇室なく、皇室を離れて國家なく、皇室と國家との關係は、圓心と圓との關係の如きもので、圓心は圓の真中に唯一あるのみで、圓の外に存しない、又其の唯一無二の圓心によつてのみ、圓全體の意義を爲すことが出来るのである。圓心はたゞ抽象的な一つの點を意味しない、圓心といへば同時に圓全體を意味する。其れと同様に、皇室といへば、それと同時に直に國家全體を意味する。殊に天皇が國家統治の最高位たる皇位に即かせ給ふことは、國家の公事中の公事である。西洋や漢士では、國家を君主の私有物の如くに考へ、君位繼承を其の君主一家の事の如くに考へた時代もあつた。隋の皇帝高祖は其の後嗣のことを「朕の家事」といつて居る。明の永樂帝は、君位の繼承は、「朕の家事」で他人の與り知るところでないと云つて居る。我が國に於いては、決してそんな事はない。皇室は本來オホヤケであらせられる。國家公共の觀念も、皇室といふ觀念から起つたものである。オホヤケは大家^{オホヤケ}て、「皇室は大なり、室は家なり」で、皇室も大家も同じである。此の皇室が擴大して、國家にまで成長發展したのであるから、國家をもオホヤケといふのである。故に皇室は國家公共體の、本來的な絶對の中心にあらせられる。國家と皇室とを取離して考へることは出來ない。即位はもとより國家全體の大公事である。従つて之に關する典禮は、すべて國家の大公事である。それは御大禮に關する制度及び實際の上からも明かなことである。左に其れを列舉して聊か説明を加へよう。

一 大禮使の官制は國家的である。皇室典範に、「即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使

ヲ置ク」第五條とあつて、大禮使は宮中に置かせられるのであるが、其の官制は、今回のも第一條に

「大禮使は内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ即位ノ禮及大嘗祭ニ關スル事務ヲ掌ル」

とあつて、内閣總理大臣が最高の責任者となつて、國事として其の事務を管掌するのである。今次の大禮使總裁は大勳位戴仁親王殿下即ち開院宮にあらせられ、大禮使長官は公爵近衛文麿で、其の他権密顧問官にも、宮内官にも、諸官省の官吏にも、大禮使職員の任命があつて、舉國奉仕の大禮たることを官制の上にもよく體現して居る。大禮使初會議に於ける内閣總理大臣の訓示にも下の如くに云つてある。

「即位ノ禮及大嘗祭ハ登極ノ初ヲ以テ行ハセラルベキ國家最高至重ノ儀ナルヲ以テ我が國民ハ國ヲ舉リテ深ク思ヲ建國ノ昔ニ潜メ皇位ノ神聖ナルヲ仰ギ國體ノ尊嚴ナルヲ念ヒ感奮勇躍相率ヒテ忠愛ノ至情ヲ捧ゲ以テ寶祚ノ無窮ヲ禱リ國運ノ隆昌ヲ祝セントス」

二 御大禮の期日が國家の公事として公告せられる。皇室典範に、「即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス」第六條とあつて、今回のは本年一月十七日の官報を以て、内閣總理大臣、宮内大臣、各國務大臣の連署を以て

即位ノ禮 昭和三年十一月十日

大嘗祭 同年同月十四日ヨリ十五日ニ亘ル

と告示せられた。其の國務各大臣の連署のあるのは、御大禮が全國的の公事たるからである。

三 御大禮の費用は國庫負擔である。之は又國家の公事として當然の事である。今次の大禮費の豫算も、貴衆兩院の満場一致、敬意を表しつゝ可決せられたもので、其の總額は各省所管の大禮施設費、關東都督府、朝鮮總督府等の大禮關係費を合せて、約一千六百四十二萬圓である。典禮の精神を主とし、物質上のことは出来るだけ質素にせよとの聖旨を奉じて、これだけの豫算が計上されたもので、その國家的大典禮たる所以も、之によつて知られるのである。

四 齋田もト定次第隨處に點定せられる。悠紀主基の齋田も、御料の田地内に於いてといふわけではなく、ト定次第全國

隨處に點定せられるのである。そして其の齊田は瑞穂國全體を代表するところの光榮を有するものとして、熱誠を以て其の耕作に奉仕せられるものである。今次の齊田は、

悠紀地方齊田 滋賀縣野洲郡三上村（種米品名 瑞穂）奉仕者 兼川 春治
主基地方齊田 福岡縣早良郡脇山村（種米品名 昭代）奉仕者 石津新一郎

である。皇室典範に「悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齊田ヲ定メ其ノ所有者ニ對シ新穀ヲ供納スル手續ヲ爲サシム」第九條とある。その齊田の奉耕は農林大臣・農務局長・技師其の他當局者の監督指導の下に行はれるものであつて、此處にも舉國奉仕の意義がよくあらはれて居る。

以上列舉した諸項によつても明かる如く、御大禮は、今上陛下の御一代にたゞ一度のみ行はせられる皇國の公事であるから、全國民はよく其の精神を體得し、職を其の局に奉ぜるものばかりでなく、國民各自の事として、其の身のほどほどに慶祝と崇敬との誠意を盡すべきである。

一二 全國民の精神的奉仕

歴史を回顧すると、遠い昔にも、其の御代々々に相應した御大禮があつたこと、思はれるが、國運の發展と共に、其の儀禮が次第に整備するやうになり、奈良・平安の時代には、大典盛儀、燐として仰ぐべきであつた。其の後、時勢の衰運と共に、御大禮も以前の如くならず、室町時代には、践祚後適當の期節に、即位の禮を擧げさせ給ふことすら叶はなかつた。臣下が御用度を奉りしによつて、践祚後二十年又は九年を隔てゝ、漸くにして即位禮を擧げさせられたこともあつた。大嘗祭の如きは二百餘年間も廢絶したのである。江戸時代になつて漸く復興したのであるが、何分にも武家專權時代であつたので、殆ど官中に限られた御事のやうであつて、天下萬民は之を關知しないといふ有様であつた。江戸時代の末頃は、よほど名教が行はれるやうになつたのであるけれども、水戸の會澤は

「後世百事苟簡にして、悠紀主基定國あり、拔穂の使四方に及ばず、道路は護送の役に服せず、諸道に大祓なく、雜用を

供せず、四方は朝廷に大禮あることを知らず。幣を天下に頒たず。朝廷の敬神の意は遐邇に達せず。其の儀特に京都に行はれて、天下は漠然として平常無事の日の如し。下學通言

と嘆じて居る。明治以來、萬事が新に興つて、御大禮も昔日の莊嚴に復し、全國が之に奉仕するやうになり、殊に登極令には、建國の本義と古來の盛典とに本づき、慎重なる研究を加へさせられて、其の儀式も善美を盡すやうになつたのである。そして國民教育も年と共に普及し其内容も向上しつゝあるのであるから、全國民は、よく御大禮の意義を體得し、之に精神的に奉仕する所がなければならぬ。そして我等全國民は、さきの武家時代と異つて、直接に御大禮に奉仕し得るところの昭代に生を享けてゐることを歓喜し、皇運の隆昌を祝し奉ると共に、努力勵精して、益々此の皇運を扶翼し奉り、彌が上にも隆えまさんことを期すべきである。

御即位禮の精神的意義

一 御即位と建國の精神

御即位とは、皇嗣が皇位に即かせられるといふことであるから、先づ皇位が何たるかをよく理解してゐなければ、御即位の何たるかを知ることは出来ない。皇位は國家の體制即ち國體の上から定まつてゐるのであるから、國體の何たるかを理解してゐなければ、皇位の何たるかを知ることは出来ない。國體は一面から見れば建國の精神の體現であり、一面から見れば建國の歴史と共に成長發展してゐるものであるから、よく建國の精神、建國の歴史を理解してゐなければ、國體の何たるかを知ることは出来ない。それで建國の歴史、建國の精神から、御即位禮の意義に説き及ぼすことにしてよう。

我が建國即ち國家の肇造は、憲法發布の勅語に

「我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ」

と仰せられてある如く、皇祖皇宗の神聖なる御威徳と我等臣民祖先の忠誠なる協力輔翼とより、萬世一系の皇統を永遠

對の中心として、國家組織を創造發展せしめたものである。即ち我が國體は、皇室を絕對の中心として創立せられたもので、其の建國の精神は、天祖天照大神の天壤無窮の神勅に、最も崇高に尊嚴に表現して居る。其の神勅は

「豐草原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣實祚之隆當與天壤無窮者矣」

「トヨアシハラチイホウノシゲホクノミコトハ、是れ吾ガ子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就て治らせ。さきく、實祚の隆えまさんこと天壤と與に窮なかるべし。」

と申すのである。

此の神勅の中に、治らせとあるは、シラス又はシロシメスといふ我が國特有の統治の觀念をあらはした語で、昔から「天下しろしめす」、「大八島國しろしめす」と称せられてゐる。此のシロシメスといふのは、法學や政治學で、權力を以て強制的支配を行ふを統治と稱するのとは決して同一視することは出來ない。昔漢土では德を以て政を爲すといふことを以て聖王の理想とし、之を王道と稱したけれども、それでもまだ我が國のシロシメスといふ崇高な神聖な意義に比することとは出來ない。シロシメスといふのは、光明正大な傳統に立ち、至誠至仁の精神を以て、國家民人の爲になることを行ふといふ意である。此のシロシメスといふ活動の行はれる最高の地位が即ち皇位であり、皇嗣が此の皇位に即いて天皇となられるといふことは、此のシロシメスといふ活動の最高の主體とならせられるといふことである。

此の天下しろしめすといふ傳統は、無窮の古からることで何を最初の時と限ることも出來ないのであるが、天照大神を其れ以前の一切の皇祖を代表し給へる皇祖とし、其れ以來は天壤無窮の神勅のまにまに、天祖の御血統にあらせられる皇子孫のみが、連續として天壤と共に窮りなく皇位を繼承せられるので、之を萬世一系の天皇と申すのである。天津日繼といふ語の語學的解釋には種々あるけれども、古來皇位・皇統・皇運を天津日繼と稱してゐるのは、それが天祖即ち日の神に傳統を有するといふことに關係して解釋することが出来るのである。かくて、御即位にても大嘗祭にても、皆其の淵源を天祖に有するのであるから、御大禮も皆天祖を中心として行はせられる。天祖を中心として考へなければ、御大禮の意義は皆理解されないものとなるから、我等は先づ此の一事を最も強く念頭に銘記しなければならぬ。

二 御即位は國家價値の無限の創造に新たな一世代を加へるもの

國家は常に同一狀態を以て停止せる機械的な構造物ではなく、其れ自身の生命を有し、理想を有し、其の理想に向つて断えず其の生命を開展しつゝある所のものである。かく國家の理想に向つて、國家の生命を開展することを國家價値の創造と稱し、其の國家價値の創造が活潑に充實して行はれることを國家の興隆ともいひ、國運の隆昌ともいふのである。それで國家價値の創造は、或る世代、或る時期に限つたことではなく、無限に連續して行はれるべき性質のもので、之を其の國家無窮の隆昌といふのである。其の國家價値の無限の創造は如何にして行はれるかといふと、其の國の祖先から子孫へと連續すること、即ち祖孫相續によつて行はれるのである。其の國の子孫が、祖先以來の建國の精神を體得し、其れを實行していくことに依つて行はれるのである。

我が國の中心生命的傳統は、萬世一系の皇統に存し、皇祖皇宗の御後を皇子皇孫が繼承せられることによつて、無限に延長する。そして此の一系の皇統を絶対の中心として、國家全體が組織せられ、國民の祖孫が相續することによつて、國脈が無窮なるを得るのである。故に皇運の隆昌も國運の隆昌も、其の實、全く一つのことであつて、如何なる場合にも兩者を別々にして考ふべきことはない。そして其の一系の血脉によつて皇位の傳統の存するところは、天下しろしめすといふ我が國特有の統治の傳統の存するところであつて、其のしろしめすといふ活動によつて國家價値の創造が行はれる。其處に無窮の皇運と無窮の國運とが、一つの事として行はれる。昔から天皇の御即位のことを「天津日繼知るしめす」と云つた。古典に「即^{マツヒキシロシメス}帝^{タケシマ}位^{ミサス}」、「神武天皇紀^{タケシマノカニ}」、「即^{マツヒキシロシメス}天^{アマツ}皇^{アマツシマ}位^{ミサス}」、「崇神天皇紀^{タケシマノカニ}」などと訓ませてあるのが其れである。此の天津日繼しろしめすことは、即ち「天下しろしめす」とてあつて、其處に皇運の隆昌と同一事として國家價値の創造が行はれる。之を天壤無窮の皇運といふので、神勅に「寶祚^{アマツヒツヂカラ}の隆えまさんこと天壤と與に窮みなかるべし」とあるが其れである。

故に之を臣民の立場からいふと、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることは、即ち國家價値を無窮に創造することで、憲法發布の勅語に、我等臣民の祖先が、上に皇祖皇宗を仰ぎ協力輔翼して、帝國を肇造し以て無窮に垂れたと仰せられてあるの

が其れである。要するに我が建國の精神、國體の本義は「皇國として愛の一體生活を永遠に創造する」といふことに存する。此の皇國として愛の一體生活の創造の永遠の道程に於いて、新に一世代を加へるやうになつたといふことが即位の意義である。今上陛下の御即位は、第百二十四代の天皇として、過去に皇國無限の歴史を負ひ、將來に向つて彌益に愛の一體生活を創造し皇國無窮の隆運を開かせ給ふ所の神聖なる御天職を盡くさせ給ふことになつたので、其れを國家の典禮として表現せられるものが、今回の御大禮である。この御大禮を國家最大の公事とし、全國民が熱誠を以て之に奉仕する所以も、亦決して偶然でないのである。

三 御即位禮は始を正しうするの慶典

古人に御即位禮は、元日の朝賀の儀と同じく、始を正しうする典禮であると稱して居るものがある。元日の朝賀は其の年の始を正しうするのであるし、御即位禮は其の御代の始めを正しうするの禮であるといふのである。古來朝賀の儀と即位の禮と同様に行はれたことは事實であつて、古くは持統天皇紀に

「四年春正月戊寅の朔、物部磨朝臣、大盾を樹て、神祇伯中臣大島朝臣、天神の諱詞を讀むこと畢りて、忌部宿禰色夫知神璽の劔鏡を皇后に奉上する。皇后天皇の位に即きたまふ。公卿百寮羅列し、匝り拜みて手を拍つ。己卯、公卿百寮拜朝す。元會の儀の如し。丹比島真人、布勢御主人朝臣と、賀膳極ことを奏す」日本書紀卷三十

とある。又以て當時の御即位禮の實況と、それが元日の朝賀の儀と同様に行はれたことが知られる。其の後にも『元正朝賀即位』式部省式

「天皇即位、御座を大極殿に設く。元日の儀に同じ。」攝都寮式

などとある。御即位の禮は、元日の朝賀の儀と同様であつて、しかも固より例年の朝賀よりは、神璽の劔鏡を奉上することを始めとし特別の事があつたと思はれる。水戸學の大家會澤安は、

「即位の禮、始を正すの儀、亦猶元日のごとくにして、而かも重きを加ふ」下學通言

と云つて居る。山鹿素行は朝賀の儀との關係を説いてゐないけれども、

「即位の禮、人君綱紀を其の始に正す。豈忽にすべんや。……人君即位の禮を嚴にし、而かる後、天下の君臣、其の分定まる」中朝事實、皇統章

「即位の禮を行ひ、以て天下萬機の道を始むるなり」同上、禮儀章

といつて居る。

英明仁孝にまします今上陛下が、位に即かせ給ひ、皇國永遠の創造に、新に一世代を加へるやうになつたといふ衷心の歎喜から、之を慶賀し奉ることが、固より御即位禮に於ける我等國民の衷情でなければならぬが、其れと共に御世代の始めを正しくし、新なる時代に入らなければ、其の歎喜も慶賀も意義のないことになつてしまふであらう。

其の始を正しくすることの根本義は、あるかといふと、君民一體となつて建國の精神に復るといふことであつて、建國の精神に復るといふことは、即ち此の國體を益々善美に創造しようとする精神を作興するといふことである。又よく御大禮の始終の次第を拜すると、一として此の始を正しうするといふ意義の存しないものはない。以下更に之を説述するこ

四 皇祖皇孫御一體の御典禮

我が國體は、天祖天照大神を始め奉り、御歴代の皇祖皇宗と、協力輔翼し奉つた臣民祖先とによつて肇造されたものであるから、御大禮はすべて此の建國の歴史に遡り、此の歴史を繼承して更に之を善美に肇造して行かうとする精神の典禮的表現ならざるはない。

今回の御大禮は、既に本年一月十七日を以て開始されてゐるのであるが、同日午前御大禮第一の前儀たる宮中三殿に期日奉告の御儀が行はれた。此の御儀は一般國民に御大禮の期日を公示される前に、先づ三殿に御親祭御親告になるのである。三殿は賢所・皇靈殿・神殿であるから、先づ賢所に天照大神、次に皇靈殿に御歴代の皇祖皇宗を始諸皇親、神殿に天神

地祇を御親祭になり期日を御親告になるのである。そして其れに引續いて同日午後、伊勢神宮・神武天皇並に前帝四代即ち仁孝・孝明・明治・大正の四天皇の山陵に、奉幣の勅使を發遣せられた。かくて御大禮は天祖を始め御歴代の皇祖皇宗に奉仕し給ふことから始まつてゐるものである。

登極令に「即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス」第十一條とあるが、陛下には来る十一月六日神器を奉じて東京の皇城を御出ましになるのである。賢所は昔から非常の大事の外は、御動座がないのであるが、即位の御大禮を行はせられる爲には、賢所を奉じて京都に移御せられるのであつて、劍璽は固より行幸に伴はせ給ふのである。

賢所の鎮まります神殿は、東京の皇城内なるは、溫明殿と申上げるが、京都の紫宸殿の東の方なるは春興殿と申上げる。此の賢所は、天孫降臨の際に、天祖が手づから寶鏡を賜はりて

「此の鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまつりたまへ」古事記

と仰せられた神鏡のうつしであるから、賢所を奉ぜられるは、天祖を奉じ給ふ所以であり、賢所に親謁せらるゝは、天祖に親謁し給ふ所以である。

御即位禮當日の御儀は、凡そ三儀あるのであるが、其の二つは、皇靈殿神殿に奉告の御儀と、賢所大前の御儀とて、其の皇祖皇宗に奉仕し給ふこととの御大切になつてゐることが拜せられる。中にも賢所大前の御儀に於て、祖宗に奉仕し給ふ御即位禮の御精神が、最もよく拜せられる。當日は春興殿に於て極めて嚴肅莊重なる祭儀を行はせられ、陛下には、内陣の中央に設けたる御座に即かせられ、侍從劍璽を案上に奉安し、親しく御拜禮の上、御告文を奏せられるのである。かくて、賢所大前の御儀の次いで、紫宸殿の御儀を行はせられ、陛下には、高御座に昇御になり、侍從は劍璽を御帳中の案上に奉安するのである。そして陛下の高御座に昇御になるときには、賢所床上とて、賢所を高御座と同じ高さに奉安せさせ給ふと承はる。どこまでも、天祖の御子孫として、天祖の御前に於いて、天祖の傳へたまひし皇位を受け、即位の禮を行はせられるといふ御精神を拜するのである。古典に

「高天原に神留ります、皇親神魯企神魯美の命以ちて、皇御孫命を、天津高御座に坐せて、天津璽の鏡、劍を、捧げ持ち賜ひて、言壽ぎ宣り給ひしく、皇我がうつの御子皇御孫命、これの天津高御座に坐して、天津日嗣を、萬千秋の長秋に、大八洲豊葦原瑞穗國を、安國と平けく知しめせと、言よさし奉り賜ひて」大殿祭祀詞

とある天孫瓊々杵尊の御即位の傳へ其のまゝの太初に立ち歸らせ給ふ觀慮のほど、拜するも畏き極みである。かくて、神器を奉じ天祖の御前に即位し給ふといふ御精神は、直に天壤無窮の神勅、即ち建國の精神を體して、天下しろしめすといふ天職を奉じ給ふこととなるので、其處に此の御即位禮が、皇祖皇孫御一體の大精神が表現せる典禮たることを窺ひ奉るのである、畏くも御即位禮に其の始を正すとの大御心を拜するのである。

之に次いで、御即位禮後一日賢所御神樂の御儀があり、神宮・皇靈殿・神殿並に官國幣社に勅使發遣の儀があり、最も重大なる大嘗祭があり、御即位禮及び大嘗祭の後儀としては、神宮に御親謁、神武天皇並に前帝四代の山陵に親謁があり、東京に還幸と共に賢所の溫明殿に還御の御儀があり、賢所御神樂等の御儀があり、皇靈殿に御親謁の御儀があつて之を以て、めてたく御一代最重の大典盛儀を完了せさせ給ふのである。一として建國史の淵源に遡り、皇祖皇宗に奉仕して、祖孫一體の皇國の肇造を表現し給ふ御典禮ならざるはない。仰ぎ奉るべきは此の御大禮である。

五 君民一體の御大禮

君民一體の我が國體の本義は、御即位禮當日の紫宸殿の御儀に最もよく表現する。「義は君臣、情は父子」で、家族的に君民一體であつて、しかも其の分義は絶対に明かで、寸毫たりとも永遠に混亂することを許さない。それが我が國の大義名分でつて、君民が個別的に對立してゐる大義名分ではなく、皇國一體の中に於けるところの大義名分である。其處に絶對の秩序が存すると共に、無限の親愛があるので、之が我が國體の一大本義である。此の國體觀に立つてこそ、御大禮の御儀が最もよく理解せられる。

紫宸殿の御儀に於いて、天皇陛下の昇御になる高御座は、蓋し我が國家組織に於いて、至尊至貴、他に之と齊西すべき

もの、ない天皇の御位を象徴したものである。陛下の此處に昇御し給ふことによつて、大義名分の觀念が新にせられる、國體意識が新にせられるのである。

紫宸殿御儀の當日、殿前の南庭には、日像月像の露旗大中の錦旗萬歳旗等が左右に並び建てられて皇風を六合にあふぐ文武百官は盛装して、日華月華の兩門から參入して、それ／＼其の列位に就く。次に皇族男性の諸殿下には、高御座前面の壇下に參進して本位に就かれる。次に式部官が警蹕を稱へる。やがて天皇陛下には、高御座前面の壇下に參進して本位に就かれる。次に高御座・御帳臺の御帳が擎げられると、天皇陛下は御笏を端し立御になる。皇后陛下は御檜扇を執り立御になる。諸員はたゞ神々しい光景に、敬虔至誠の感激を以て最敬禮を捧げる。内閣總理大臣は西階を降り、南庭に北面して立つ。北面するのは、臣節を守つて奉仕する精神を表現するものである。やがて高御座にして天下しろしめす旨の勅語がある。德音洋洋として、天地も聖恩の忝なきに感動する。勅語を拜して後、内閣總理大臣は南階を昇り、南榮の下に於て、壽詞を奏する。南榮は南の軒下で、其の下になる所で壽詞を奏するのである。壽詞は令の義解に「萬壽之寶詞」とある通り、千代に八千代に、聖運の御榮えを祝賀するので、全國民の純忠至愛の至情は、總理大臣の壽詞を通して、高御座の下に捧げられるのである。國民の方に下し給ふ勅語といひ、陛下の方に捧げまつる壽詞といひ、皇國意識の上下に交流することによつて、眞に君民一體の國體の精華が其處に活現する。次いで内閣總理大臣は、萬歳旗の前面に參進して、萬歳を三唱する。諸員は之に和する。此の時こそ全國民が舉つて、衷心の底から聲のあらん限り、萬歳を三唱し奉るとき、萬歳の聲は天にどよみ、地にどよみ、宇宙をゆり搖かして、皇運の無窮の隆昌を祝福する。昔し我等の祖先八百萬神等は

「天高原動りて、八百萬神共に咲ひき」

とある。我等の萬歳の聲は是れ以上であるべきである。全國民よ、感激欣躍して、唱へ奉れ、萬歳を、聲の限り萬歳を、心の限り萬歳を。

大嘗祭の精神的意義

一 報本反始の御大祭

大嘗祭は、御即位禮に續いて行はせられる始の新嘗祭を、御一代御一度の大祭として、特に意を用ひて行はせられるのであるから、先づ新嘗祭の意義を明かにしなければならぬ。新嘗祭は當年の新穀を以て酒饌を作り、天照大神を始め、天神地祇を奉齋し給ふのであるが、其のが報本反始の意義を有するといふのは、我が國の五穀は天祖に起源を有することになつてゐるからである。古典の記事によると、天祖が保食神即ち食物の神から、五穀の種子を得られた時に、大にお喜びになつて、

「是の物は、顯見蒼生の食らひて活くべきもの也。」神代紀

と仰せられ

「又因て天邑君と定む。即ち其稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎八握に莫莫然、甚だ快し」そして後に此の穂が葦原中國に傳へられたといふことである。古來「食は天下の本也」宣化紀元年詔「國は民を以て本と爲し、民は食を以て命と爲す」日本逸史卷十八と稱せられてゐるほどて、何はさて置き、民人をして其の生を養ふに不足なからしめるといふことが經世の要務である。天祖が嘉穀の種子を得て「うつしき青人草の食ひて活くべきもの也」とお喜びになつたといふ此の一語に愛民の君徳の一切が表現して居る、又天祖は五穀の種子と同時に靈を得たまひ

「口裏に靈を含み便、絲を抽くことを得たり。此より始めて養靈の道あり」神代紀

とある。此等を農業史の上から見ると、稻にしても靈にしても、それ／＼其の起源發達がある、併し其れと古典の記事とは全く別問題である。前から葦原中國を瑞穀の國といつてあるから、單に稻の起源としては古典の記事の上でも疑義が存する。けれども此處では其んなことは全く問題にならない、我が國に於いては、衣食の道を始め多くの文化が皇室を中心とし

て保護し獎勵せられたもので、それが此の傳説に反映せるものと見るときは、甚深の意義が存すること、云はねばならぬ。皇祖皇宗が夙に、民人の生命の繋かるところとして、農事を獎勵し給ひ、五穀、殊に我が國を瑞穂の國即ち嘉穀の豐熟する國として稻穀の耕作を獎勵し給へることは、天祖の御子を天忍穗耳尊と稱し、忍は大、穗は稻穂、耳は美稱、天孫彦火瓊杵尊の彦は美稱、火は假字で穗の義、瓊杵尊は丹餓君の意で、稻の赤熟みて饑々しき意、次の彦火火出見尊など稻穀を以て美稱とした神名が多いし、伊勢神宮の外宮の方には穀食の神にまします所の豐受大神が、御祭り申してあることなど明かに知られる。又古典に天津罪といつて、畔放・溝埋・類蒔等の七つの目が挙げてあるのが、我が國で罪目を列舉してある最初のものであるが、其の中の五つが農業殊に稻穀の耕作に關するものであることを見ても、我が國を瑞穂の國として創造する爲に、如何に力を用ひられたかといふことが知られるのである。

此くの如き意義に於いて、五穀の起源を皇祖にまします天祖に歸し奉り、天祖を始めとし其處に報本反始の誠意を致されるといふことは、永遠に倫理的意義の存すること、申さねばならぬ。此の報本反始の御精神は元文三年の大嘗會御供神御祝詞にもよくあらはれて居る。それは下の如くである。

「伊世の五十鈴川の河上に、湯津磐村の如く鎮ります、天照大神を初奉り、天つ神くにつ神、八十萬の神の、あら御玉、和御玉三はしらごとに申て申さく、朕すめ神たちの擁護給ふがゆゑに、寶祚つゞきて動ことなく、天が下平らかに、年穀ゆたかにみのりて、うつしき蒼生をも救ひ、上下ゆたかに樂しめん。かるがゆゑに、今年の新のなつ物、八握穗にしなひたるを、御食に奉りて、彌增の守護をのみいのり申す由を聞しめして、うけ幸ひて、諸の災をさけ、千早ぶる惡神を拂ひ、朝家おこりさかへんに、神の威をかゝやかし、守り幸ひたまへと申す。」古事類苑、神祇部一所載。

明治元年十一月十五日の御布告には、下の如くに新嘗祭の意義が説明されてある。

「右祭の儀は先、皇國の稻穀は、天照大神、顯見蒼生の食而可活ものなりと詔命あらせられ、於ニ天上、狹田・長田に令し殖給ひし稻を、皇孫降臨の時、下し給へるものなれば其神恩を忘給はず、且旱霖の憂無レ之様にと、神武天皇以來世々の天皇、十一月中卯の日、當年の新穀を天神・地祇に供せらる。重禮にて、三千年に近く被レ爲レ行、来る十一月卯日よりきてあつて、其處に悠紀・主基の二齋田の奉耕を始めとし、此の大祭に舉國奉仕の意義が存するのである。

二 簡古素朴太初のまゝの神々しい御祭儀

散齋致齋の御戒被レ爲レ在、萬民撫恤の爲に、御親祭被レ爲レ在候事、誠以下々の身にては、難じ有御儀に候。」

御即位の大禮を行はせ給ふ始に當つて、先づ御一代に一度の大祭として、此の大嘗祭を行はせ給ふといふことは、天下しろしめすといふ天職として、先づ重きを置かせ給ふところを拜するを得べく、御恩徳を仰ぎ奉るも忝なき極みである。そして我等國民も祖先來、此の御恩徳に浴して、生々してゐるのであるから、我等國民自らも、報本反始の至情を捧ぐべきであつて、其處に悠紀・主基の二齋田の奉耕を始めとし、此の大祭に舉國奉仕の意義が存するのである。

大嘗祭當日の御儀は、凡そ四つである。神宮に奉幣の儀、皇靈殿神殿に奉幣の儀、賢所大御饌供進の儀、大嘗宮の儀である。此の中、大嘗祭として、御親祭御親供になるところの御大禮は大嘗宮の御儀で、十一月十四日から十五日の朝まで夜を通じて行はれ、十四日には大嘗宮中の悠紀殿に夕の大御饌を御親供になり、十五日には主基殿に朝の大御饌を御親供になり、敬虔森嚴を極めた種々の神々しい御祭事があらせられるのである。

此の御大祭に於いて、最も著しい特色とする所は、一切の施設・儀禮が簡古素朴で、殆ど神代其のまゝの光景に返らせ給ひて、天祖を始め諸々の神々に親しく接し給ふことである。大祭宮の主要なる建物は廻立殿と悠紀・主基の兩神殿とてあるが、いづれも黒木の柱、萱草の屋根、筵の壁、柴の垣といふ有様で、黒木とは皮附の木材で、黒葛で結んで建物を構成するのであるから、之を推して以て其の全體を拜察し、太古の佛をしのぶことが出來てあらう。陛下が此處て、御親祭になるには敬虔の極を盡くさせられる。大嘗祭の前二日には御禊及大祓の御儀がある。共に一切の穢をはらひ清める御儀式で、大祓は國中一切の罪穢をはらひ清められるのである。大嘗祭の前一日には、鎮魂の御儀がある。鎮魂とは御魂を鎮め奉りて、玉體の恙なく健かにましますやうにと祈り奉る御儀である。かくて御心身を淨め健かにして、いよいよ御親祭になるのであるが、其の日の夕、大嘗宮の各殿に、齊火の燈籠が點ぜられる、庭燎が燒かれる。時刻になると、陛下には廻立殿に渡御になり、更に小忌の御湯にて玉體を淨めさせられる。小忌御湯は、最後の齋戒沐浴に敬慎を盡くさせ給ふの

である。かくて御祭服を召させられ、又御手水がある、次に皇后陛下には廻立殿に渡御になる。供奉諸員參集の諸員は参進して本位に就く。次に膳屋に稻春歌が發り、稻春が行はれ、神饌が調理せられる。やがて、天皇陛下は本殿に進御になるのであるが、廻立殿より悠紀殿に至る廻廊下の御路には、布單といつて一重の布を鋪き、其の上に葉薦を鋪かる。皇后陛下には本殿南庭の帳殿に進御になり、参列の諸員亦それゝの本位に就く。悠紀の地方長官も、樂官を率る、大禮使高等官の東方の本位に就く。國柄の古風が奏せられる、昔吉野の國柄人が皇化を頑したこと因んで古風の歌を奏するのである。悠紀地方の風俗歌が奏せられる。皇后陛下の御拜禮、諸員の拜禮がある。天皇陛下には更に内陣の御座に著御、御手水があつて、齋田より奉れる新穀にて調へられた御飯、白酒黒酒等の神饌を御親供になり、御拜禮があつて、御告文を奏せられる。無限の神恩を奉謝し、更に其の加護の國家民人の上にゆたかならんことを祈らせられる。次に御直會がある。直會とは世俗で相伴をするといふ意で、神饌御親供の後陛下にも御饌をきこしめし、皇祖の御前に侍して御饌を共にし給ふといふ孝孫の至情を盡くさせ給ふのである。次いで廻立殿に還御になる。主基殿の御供饌の儀も、悠紀殿のと全く同じ式を以て行はせられる。大嘗宮の御儀はすべて謹嚴靜肅を極めさせられる。大嘗會儀式其釋の廻立殿渡御の條に「入御以前よりして、高聲高音は禁ずれども、入御以後は殊に戒しむるなり。其此夜警蹕せず。入御の後、殊に高聲を禁すること、並に寛平の式より見えたり」古事類苑所載

とある。現行の登極令附式では、天皇陛下が悠紀殿内陣の御座に著御の前に警蹕を稱へ、御動座を諸員につげ警むることになつてゐるけれども、萬事に謹嚴靜肅を旨とせられることは、昔も今も變りはないのである。

三 大嘗祭と建國の精神、國體の精華

民人をして其の生を養ふに裕かならしめることを以て經世の要義とし、瑞穗の國として我が國を創造したまへる皇祖皇宗を始め奉り祖先の恩徳は千世に流れる。其の恩徳に報謝し奉るところの全國民の誠心は、至尊の大祭に奉仕することによつて、君民一體、報本反始の典禮として其の淵源に遡つて行く。其處に萬古猶一日の如く、祖孫一體の愛の交流がある。

そしてよく其の始に反るものは、必ず其の本始の精神を、將來に向つて永遠ならしめるものである。其處に祖孫一體・君民一體の愛の國家の永遠の創造がある。

我が國では祖先を神として奉祀し、天祖を神の中の神とあがめまつりて他の神々は統一を爲し、八百萬の神は一體である、大嘗祭には此の天祖を始め天神地祇を祭つて、其の恩徳に報謝し、更に其の加護が君國民人の上に長へならんことを祈願させ給ふのである。其處に我が國體を神國としての精華が表現する。其の神國の最高の威靈にあらせられる天祖は皇室の御祖先にあらせられ、臣民は又八百萬の神々を祖先とする、他國他民族の中から入り來つたものも、皆國民としては我が神々を祖先とする。此の大祭には其の祖先の子孫として祖恩に報謝し、更に祖孫一體の國家を永遠に隆昌せしめようとするので、其處に我が國體を祖國としての精華が表現する。其の祖國中の最高祖先であらせられる天祖の皇子皇孫を中心生命として全國が古來徹底的に一體の組織を成して居る。國柄人といふのは其の昔吉野の山中にゐた他民族であつたのであるが、其のが皇化に沿し皇德を頃したこと因んで、大嘗祭には、國柄の古風が奏せられる、又瑞穗國全體を代表してゐるともいふべき悠紀・主基の地方の風俗歌も奏せられる。兩齋田の新穀は申すまでもなく、全國の代表的產物は此の大祭に捧げられる。全國は直接に此の大祭に奉仕し、至尊は直に全國一體の精神のあらはれた典禮を以て御親祭御親供になる。其處に我が國體を皇國としての精華が表現する。

私はかねて、我が國體の精華は、我が國が、皇國にして祖國たり、祖國にして神國たり、神國にして皇國たり、皇國・祖國・神國が全く一つのものとなつてゐる所に存するといふのであるが、御即位大嘗祭は、實に其の國體の精華の典禮的表现と申すべきである。古典にもある通り、開闢以來の天皇、開闢以来の國家と稱し得る我が國に於いてのみ、此の神代のまゝなる、しかも永遠に新なる意義を有するところの大祭が行はれるのである。國家として子孫の愛が遠く／＼開闢の古に遡り、國家として祖先の愛が子孫を通して長く／＼萬世に開展する。かゝる神聖な莊嚴な祭儀は眞に他に比類のない宇宙の壯觀と稱すべきである。

よく此の大祭の本義を體得するならば、我が國の政治の本義も、道徳の本義も、即ち建國の精神の一切が存する。祭政

一事、政教一體の本義も亦實に此處に存する。此の建國の精神によりてこそ、世界萬國が幾度か興亡せる間に、我が國のみ世界の最舊にして、しかも最新なる國家として其の隆運を無窮ならしめることを得るのである。

ひそかに窺ひ奉るに、此の度の御大禮は、既に本年一月十七日、宮中三殿に期日御奉告の御親祭が始まつて居るのであるが、此の十一月六日に京都へ行幸あらせられてから、御滞りなく、御即位禮・大嘗祭・大饗・神宮神武天皇等の御陵に御親謁等の儀をすませられ、二十七日に東京に御還幸になり、以後速日御定の御儀があつて、三十日に皇靈殿神殿に親謁の最後の御儀があるまで、其の間、實に二十五日で、中には徹宵の御祭儀もあり、萬事につけての御心づかひ御勤勞も、さこそと拜せられて畏さの至に堪へない。我等臣民は、御一代にたゞの一度といふ此の御大禮に奉仕し、崇敬の至情を以て慶祝欣賀し奉ると共に、よく聖旨を體して、聖恩に報効する所以の道を盡くさねばならぬ。其の道は如何といふに、一に踐祚後朝見の御儀に於いて賜はりたる勅語及び御即位禮の當日、紫宸殿の御儀に於いて賜はるべき勅語を拳々服膺することに存するのである。

御大禮と京都

一 御大禮を京都で行はせられる理由

皇室典範に、「即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」第十一條とある。義解に

「十三年○明治○車駕京都に駐まる。舊都の荒廢を嘆惜したまひ、後の御禮を行ふ者は、宜く此の地に於てすべしとの旨あり。勅して宮闈を修理せしめ給へり。本條に京都に於て、即位の禮及大嘗祭を行ふことを定むるは、大禮を重んじ、遺訓を恪み、又本を忘れざるの意を明にするなり。」

とあるので、御大禮を京都に於いて行はせられる意義が明かである。更に此の詳しい説明を見るべきは、明治十六年、岩倉具視の京都皇宮保存意見書の中に

「去明治十三年、北巡の次、車駕此地に駐り、斯の荒廢の光景を觀覽し、深く御慨嘆ありて、其保存の方法を議し、他年は夫の魯國皇帝即位等の大禮は、莫斯科の宮殿にて執行するの例に倣ひ、吾朝の大禮も亦此宮殿に於て行ふべしとの叡念を起し玉ふ」

といひ、平安京を贊美して、

「神武帝奠都以後、帝京の遺摸を觀るべきは、獨り此平安京ある而已」

といひ、此の平安京を維持保存せられることは今日の急務で、且つ前皇に對しては孝敬を盡させられるものであるとし、「即位大嘗會立後の三禮は、國家至重の大典なれば、平安京の宮闈に於て、古式の如く執行せらるるものと定むべし」と建言して居る。明治天皇の後年の御製

「とほつおやの 定めましつる 山城の たひらの都、とはにあらすな」明治三十九年
とあるにも、終始、京都を重んぜさせ給へる御心が拜せられる。

二 史上の京都觀

今の京都をお奠めになつたのは、第五十代の桓武天皇であるが、延暦十三年十一月の詔に

「此の國は山河襟帶し、自然に城を作せり。斯の形勝に因て新號を制すべし。宜く山背國を改めて、山城國と爲すべし。又、子來の民、諺歌の輩、異口同辭に、號して平安京と曰ふ。」日本紀略延暦十三年
とある。此の形勝の地を相して、規模の最も整うた壯麗な帝都を御作りになつたので、爾來千餘年、引續いての皇居であつた。

神皇正統記の桓武天皇の條には、下の如くに説いてある。又以て史上的京都觀を代表せるものといふべきである。
「辛酉の年即位、壬戌に改元、始めは、平城にまします。山背の長岡に移りて、十年計都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城といふ。永代にかかるまじくなんはからはせ給ひける。昔聖德太子、蜂岡太秦このぼり

給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を移されてかはるまじき所なりと、の給ひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはず、又數十代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。』

明治天皇の御製と京都

『をさなくて、住みし昔の、ありさまを、折にふれては、思ひいでつゝ。』思故郷、明治三十七年
京都は、明治天皇の御幼少時代・御青年時代の故郷である。それで東京に御遷りになつてからも、京都をなつかしみ、しのばせ給へることは、まことに深くあらせられた。

『山城の、みやこいかにと、春秋の、花に紅葉に、おもひやりつゝ。』都、明治三十七年

『春秋の、花に紅葉に、こひしきは、昔すみにし、都なりけり。』故郷、明治四十年
花に月に紅葉に、折に觸れ、時に會ひて、故郷の京都を思ひ出させ給へることは、御製集にのつて居る幾多の御詠にも拜せられる。

『故郷のかきねに今も、なびくらむ、わがさしおきし、青柳のいと。』故郷柳、明治二十九年

『ふるさとの、軒端のさくら、この春も、われを待ちてや、ひとりさくらむ。』故郷花、明治三十五年

『ふるさとの、花橋を、夏ごとに、千代田の宮に、おもひやるかな。』故郷橋、明治三十五年

『ひがしやまのぼる月みし、ふるさとの、すゞみ殿こそ、こひしかりけれ。』故郷夏月、明治三十六年

『ふるさと、なりし都は、萩の戸の、花のさかりも、さびしかるらむ。』故郷萩、明治十五年

『守る人の、住むばかりなる、故郷の、あきのゆふべや、さびしかるらむ。』故郷秋夕、明治三十七年
かくばかり、こひしのばせ給へることであつたから、京都に行幸になつたときには、如何ばかり思郷の情を満たさせ給ひしか、察し奉るにも餘りがある。

『故郷の、ふるき柱に、よりそひて、すみし昔を、おもひいてつゝ。』故郷柱、明治三十九年

『ふるさとの、花のさかりを、きて見れば、なく鶯の、こゑもなつかし。』京都の花を見て、明治二十三年

あくまで懷舊の情を満たさせ給ふ御暇もなく

『わたどの、下ゆく水の、音きくも、こよひ一夜と、なりにけるかな。』京都をいでたたむとする頃聽雪にて、明治二十三年

御別れづらく思召した所に、御愛郷のほどが拜せられる。

かく京都をこひしのばせ給へるは、獨り御一身の上からのみでなく、大御親を仰ぎ慕ひ給へる御心と一つになつてのことであつた。

『たらちねの、みおやの宮に、をさなくて、見しよこひしき、月のかげかな。』月似古、明治三十八年

『たらちねの、みおやのまし、故郷の、都はことに、こひしかりけり。』思故郷、明治三十七年

此の御孝情が、遠く桓武天皇京都以來、千年の歴史に通ふときに、永久の都として、之を愛重せさせ給ふ御心も、殊に深くましましたこと、拜せられる。

『とほつおやの、定めまつる、山城の、たひらの都、とはにあらすな。』都、明治三十九年

皇室典範に、御即位禮及び大嘗祭は京都に於いて行はせらるゝことに規定したまへる聖旨も、或はかかる所に存すること、拜せられる。

明治天皇の御製と新嘗祭

『民のため、年ある秋を、いのる身は、たへぬあつさも、厭はざりけり。』をりにふれて、明治三十四年

明治天皇が、民人の爲に米穀の豊穰を祈らせ給へる御心は、かくも篤くました。そして御祈願の如く豊作で、

『八束穂の、たりほのはつは、新嘗に、さ・げまつると、刈りはじむらむ。』秋田、明治三十七年

御大禮の精神的意義

「すめ神にはつはさげて國民と共に年ある秋を祝はむ。」秋祝、明治三十七年
といふことを以て、何よりの御祝ひ、御樂みとあそばされた。

「神垣に使をたて、豊年の秋の初穂を捧げつるかな。」秋神祇、明治三十七年
とあるのは、神嘗父は新嘗の御祭のこと、拜せられるが、

「豊年の新嘗祭事なくて、つかふる今日ぞうれしかりける。」折に觸れて、明治三十六年
とあるに、よく新嘗祭の御心が拜せられる。此の御心は明治天皇の御心であり、列聖の御心を以て、御一代に唯一度の大祭として特に重く行はせられるのが、大嘗祭であることを、我等は心に銘すべきである。

前人の御大禮に關する意見

御大禮の精神的意義を研究する参考材料として、左に古人の説二三を登載する。

一 山鹿素行の即位禮に關する説

素行の即位に關する意見は、中朝事實の皇統章に

「蓋し即位とは何ぞや。天子大寶の位に即くなり。人君天に繼ぎ極を建つ。萬國以て朝し、元元以て仰ぐ。四海始めて、天子の以て崇ぶべきを知る。明德を中州に明にするの義なり。即位の禮、人君綱紀を其の始に正す。豈忽にすべけんや。……故に人君、即位の禮を嚴にし、而かる後、天下の君臣、其の分定まる。」皇統章節略

と論じて居る。「大寶の位」といひ、「天に繼ぎ」といひ、之を漢土流に解釋したならば我が國に通じないけれども、「大寶の位」を天津日繼とし、天に繼ぐを天神の天統を繼ぐとせば、通する。素行は更に禮儀章に於いて、即位の禮を論じ、『神武帝辛酉の年春正月庚辰の朔、天皇、帝位に櫛原宮に即く。是の歲を天皇の元年とす。

謹んで按するに、即位は人君の大禮なり。天は人君の宗とする所。而して人君は庶人の天とする所なり。天は上に高
くして、文明四海を照らす。人君は大寶に位して、明徳天下に周ねし、故に即位の禮を行ひ、以て天下萬機の道を始
むるなり。帝東征の功大に成り、中國を定め、以て即位の禮を始む。是の歲を以て元年とす、王の正月を以て時を授
け、天地の氣候を一にし、人君の大禮を著す也。是より歴代因り循ひて此の儀あり。大臣は北面して以て神器を捧げ、
天子は南面して以て萬國に詔し、上下尊卑の禮を正し、道德聖明の政を布く。其の繫る所太だ重いかな。』
といつて居る。漢思想が混入してゐて、我が國體の上から、更に純化しなければならぬものがあるけれども、即位の倫理
的意義を論述する所に、大に取るべきものがある。

一一 會澤安の即位禮に關する説

「即位の禮、始を正すの儀、亦猶元日のごとくにして、而かも重きを加ふ。日嗣の君、神器を天祖に承くること、櫛原の舊儀に仍り、累世奕葉、遵奉潤色して、今日に至るまで變ぜず。即位と大嘗とは禮の最も大なる者にして、而して大嘗は専ら文を貴び、人事は其の儀、天皇先づ神祇官に幸し、薫花の御輿、鈴奏警蹕等の儀なく、帛御衣文なく、玉帶白絹御幘等、皆神事の儀を用ふ。太神宮を遙拜し、中臣齋部を伊勢に遣して、幣を奉じて即位を告ぐ。騰極の日大極殿の高御座を裝束し、仗を建て物を陳ねること、元日の如くにして而かも盛を加ふ。群臣庭上に列立し、供奉の諸員禮服を着け、近衛次將は甲を著け、外衛督佐は武禮冠にして補福を著く。天皇は冕服にして高御座に御す。女王は帳を窓け、女孺は翳を執り、群臣は俯伏す。主殿圖書は香を焚き、以て騰極を天に告ぐ。中臣は天神の壽詞を奏し、齋部は神璽の鏡劔を奉じ、宣命使は制旨を宣べ、群臣は再拜して舞蹈し、手を拍つて奏賀す。武官は旗を振つて萬歳を稱し、翳を奉じ帳を垂る。在昔、天祖の神器を傳ふるや天兒屋に勅して、皇孫に陪侍して神事を主らしめ、太玉は百物を供す。太祖の騰極には、種子天兒屋の後天富太玉は先職を奉ずること、神世の舊の如し。中臣種子の後齋部天富世々遵守して、敢て失墜せず。即位の日、壽詞を奏し鏡劔を奉す。千萬世と雖も、猶天祖に面命せらるゝがごとし。天演一流、萬葉一日、以て群姓を覆育す。四海の民、既に仁澤を當初に被り、子孫繁衍以て今日に至り、飽食煖衣して、父兄に事へ、妻孥を畜ひ、億兆船

々として、同じく皇孫を奉戴す。君臣の大義、億萬年にして易らず、茫茫たる宇宙、方隅廣しと雖も、未だ嘗て一國として、日域の盛なるに覺ゆるはあらず。嗚呼六合の大なる、人類蕃息し、天を戴き地を履む者、其の數何ぞ限らんや。幸に神明の域に生まれ、天地剖判より萬世不易の至尊を瞻仰す。賴つて以て萬邦に首出するの民たり。而して自ら其の世々厚澤に沐浴し、傳へて以て己が身に至るを知らず。亦其の宇内に與に備するなきの公民と爲りて、以て自ら其の身を重んずるを知らず。既に此の如し。民にして自重することを知らずして可ならんや。甚だしきは犬羊腥膻と伍して自ら愧づるを知なざるに至るは、其れ亦何の心ぞや。然らば則ち其の禮を觀て其の義を知り、推して以て其の原を探り、亦義の當に然るべきの由を審にせば、庶幾くば其れ倍かざらんか』下學通言

此の中には漢思想を混じてゐるところもあり、其の説述してゐる儀禮にも、昔の式で今日のとは異なるものもあるし、制度にも時勢にも今日とは異なるものがあるけれども、水戸學の見地から、即位禮の國體的意義を發揮してゐて、其の精神の今日に通するものが多い。

三 會澤安の大嘗祭に關する説

一 はしがき 御即位大嘗祭の倫理的意義を最も深切に闡明にした古人は、蓋し水戸學者の會澤安であらう。今其の説の要點を記述すると左の如くである。

二 大嘗祭の意義

會澤は大嘗・新嘗の嘗を解釋して

『嘗は新穀を嘗めて、之を天神地祇に殷薦するなり』下學通言

といつて居る。殷薦は盛にす・めるといふことである。そして大嘗祭を解しては

『踐祚を大祀とす。天皇位に即き、大に天祖に報す。最もよろしく敬を致すべき也』新論

といつて居る。踐祚と即位と使ひわけない時代であるから、會澤は之を混用して居る。今日ならば即位大嘗といふところである。新嘗祭を解しては、

『新嘗の儀、大嘗の如し。而して歲ごとに之を行ふ』新論

と云つて居る。會澤は此の嘗祭の中、御一代御一度の大嘗祭を最も重要な意義を有するものとし、

『古者天に事へ先を祀るの義、大嘗の一祀にして兼ね盡くし全く備る。必ずしも郊社と禘嘗とを分つて二と爲さず。易簡の善、蓋し亦風土の宜に出づるなり。』下學通言

郊社とは昔漢士で天地を祭ることをいつたので

『冬至に天を祭るを郊。といひ、夏至に地を祭るを社。といふ』辭源

といふ解釋もある。禘嘗は時祭の名で、禮記に

『凡そ祭に四時あり。春の祭を祿と曰ひ、夏の祭を禘と曰ひ、秋の祭を嘗と曰ひ、冬の祭を蒸と曰ふ。祿と禘とは陽の義なり。嘗と蒸とは陰の義なり。禘は陽の盛なるなり。嘗は陰の盛なるなり。故に曰く禘嘗より重きはなし。……禘嘗の義大なり。國を治むるの本なり。知らざるべからず』祭統第二十五

とある。禮記に孟秋の月に（孟秋は秋の初の月）

『是の月に、農乃ち穀を登ぐ。天子新を嘗む。先づ寢廟に薦む』月令第六。（寢廟は祖先の廟）

とある。漢士の新嘗の意義を知るべきである。會澤は我が國の大嘗は漢士の郊社禘嘗の如く複雑でない、之は我が國風の一たび之を行ふ。其の儀文の盛なる、意義の精なる、中小祀の毎年行ふところのものと、ハルカに別なる。苟も能く其の禮に依り其の義を求め、其の流を汲み、其の源に遡り、精かに思ひ、審かに度り、類に觸れて之を長すれば、則ち天神業を開き訓を垂れたまひし所以と、日胤志を繼ぎ事を述べたまふ所以、群臣神天を敬し君父事ふる所以、國祚の長久なる所以、皇統の永く固き所以と、皆將に掌を指すが如くならんとす。而して本に報い始に反るの義、以て加ふるなし』

會澤は、此の大嘗祭に、我が國家・國體の一切の本義が存する所である。漢士の新嘗の意義を知るべきである。會澤は我が國の大嘗は漢士の郊社禘嘗の如く複雑でない、之は我が國風の一大なる所であるとして居る。確に其の通りで、會澤の考へて居るより其の實、更に易簡である。

御大禮の精神的意義

下學通言

といつて居る。御一代御一度たる大嘗祭の盛儀の國家・國體的意義を倫理的に讚美して、至れり盡くせりといふべきである。

三 衣食の道を通した報本反始　會澤は、大嘗祭の倫理的意義は、報本反始であるといつて居る。如何なる事柄に就いての報本反始であるかといふと、我が國の衣食の道は、天祖に始まつてあるからであるといふのである。彼は之を下の如くに説いて居る。

『本に報い祖を尊ぶの義、大嘗に至りて極まる。夫れ嘗は始めて、新穀を嘗めて、而して之を天神古者專稱すれば天祖といひ、群神を該ねれば亦天神と曰ふに饗する也。天祖嘉穀の種を得て、おもへらく以て蒼生を生活すべしと。乃ち之を御田に種う。又口に齧ユニハを含み、而して始めて養蠶の道あり。是れ萬民衣食の原とす。天下を皇孫に傳ふるに及びて、特に之に授くるに齋庭の穂を以てす。民命を重んじ嘉穀を貴ぶ所以のもの、亦見るべき也。故に大嘗の祭には、新穀を烹熟し、以て之を般薦す。其の幣は則ち縉服ギョウフク荒服アラフク、蓋し皆本に報ゆる所以なり』新論

そして之は天子御自身の報本反始であるのみならず、天下の人民の爲に、さう行はせられるのであるとし、
「且つ蒼生の爲に、生活の恩に報する也」下學通言

と云つて居る。

四 至尊の御誠敬と其の表現　大嘗祭には、天子は其の誠敬を致させられる。其の御誠敬の儀禮的表現として、重なるものが三つあると會澤はして居る。其れは御禊と警蹕のないこと、日蔭簾帛御衣である。

一 御禊　會澤は「御禊は潔を致す所以なり」新論　といひ、更に之を詳に説明しては、

『大嘗の祭、豫め悠紀主基の國郡を卜定し、大祓の使を二京五畿七道に遣し、更に使を發して、幣帛を太神宮及び天下の天神地祇に奉す。十月に及んで、天皇鳳輦に乘じ、川上に幸して禊を爲し、贋物を供へ、解除の詞を奏し、散齋一月、諸司喪を弔ひ疾を問ふを得ず。肉を食はず、刑殺を判せず。音樂を作さず。穢惡の事に預らず、畿内に禁じて佛齋に預

ることを得ず、致齋三日す』

かく萬事に淨潔を致されるは、心の淨潔即ち至誠を致して神明に通する所以であるとするのである。今日と昔と御行事に異なる所もあるけれども、今日も此等の精神を表現した御行事のあることは、祭祀令及び其の附式にも明かである。

二 警蹕アラタがない　『天皇徒跣して警蹕せざるは、敬の至りなり』新論

『徒跣して警蹕せざるは、敢へて萬乘の尊を以て、神明と交はらざる也』下學通言

三 日蔭簾帛御衣　『日蔭簾帛御衣は、至敬文なきなり。』新論
『簾服龜服は、織殿の舊を念ふ。且つ蒼生膚を覆ふの惠に對ふる也。帛御衣スガガナ蓋は至敬文なくして、而かも其の質を存し、古を誼アフタれる也。室屋門垣、黒木青草、柴を樹て柵を編み、葦簾席障、衣冠は則ち青摺木綿にして、簾は日蔭簾にして、庶物土器竹籠、質木を挿み木綿を着くるは、質を貢び古を存するの義、庶臣百物に及ぶ也』下學通言

五 祖孫君民一體の大祭　會澤が最も力をこめて高調してゐるところは、大嘗祭は獨り至尊の奉仕し給ふ大祭であるのみならず、天下が一體となつて奉仕するところの大祭であつて、君臣上下、國を擧げて其の誠敬を一にし、祖孫一體、君民一體、國體の本源に復歸するといふことである。會澤は「古者大嘗の祭、天下と其の誠敬を共にす」新論　といひ、更に之を詳述しては、

『古者大嘗の祭、時に臨み悠紀主基の國郡を卜定す。宮主ト部を遣し、國司以下及び庶民を率ゐ、田に臨み其の穂を抜きて以て粢盛に供す。四國に天神を供奉するを得ざるものなし。民皆ト食を得、力を出し以て大祭の用に供するを冀ふ。而して天皇天に事へ先を祀り、大孝を申べ民命を重んずるの意四方に達す。國司其の下を率ゐて之を護送す。諸道に其の事に役するを得べからざる者なし。而して其の意又道路に達す。國別に正稅一萬束を以て雜用に充つ。諸國其の物を輸すを得、而して天下其の意を知らざるなし。大祓の使を諸道に遣し、而して天下は清潔以て神に事ふるを知る。幣帛を天下の諸社に頌ち、而して天下は國土の神亦皆天祖に統ぶるを知る。是れ天皇既に天に事へ先を祀り孝を申べ民を愛する所以の意を擧げ、而して天下と之を同じうす。斯の意あれば必ず斯の禮あり』新論

といつて居る。昔と今と制度や行事に異なる所があるけれども、此の祭が舉國一體の奉仕であるといふ精神に於いては、昔も今も變りはない。

會澤は天祖を中心として諸社に奉祀せる天神地祇は一體であり、天皇は天祖の御子孫であらせられ、臣民も亦神明の子孫であつて、天皇を中心として君民一體であり、其の君民が一體となつて祖先たる天祖を始め諸神に奉仕して、神世のまゝの行事である此の大祭を營むといふところに、無限の貴い意義が存し、それが直に政教唯一の國體を立つるといふことになるのであるとして居る。

「夫れ天祖の遺體を以て、天祖の事に膺る。肅然優然、當初の儀容を今日に觀れば、則ち君臣觀感し、洋洋として天祖の左右に在すが如し。而して群臣の天孫を視ること、亦猶天祖を視るが如し。其の情の自然に發する者、豈已むを得んや。而して群臣たる者も、亦皆神明の胄にして、其の先世、天祖天孫に事へ、民に功德あるは、列して祀典に在り。而して宗子は族人を糾緝し、以て其の祭を主どる。入りては以て其の祖を追孝し、出て、は以て大祭を供奉す。亦各々其の祖先の遺體を以て祖先の事を行ふ。惻然悚然として、乃祖乃父の皇祖天神に敬事する所以のものを念ふ。豈其の祖を忘れ、其の君に背くに忍びんや。是に於てか孝敬の心を、父は以て子に傳へ、子は以て孫に傳へ、志を繼ぎ事を述ぶ。千百世といへども猶一日のごとし。孝以て忠を君に移し。忠以て其の先志を奉じ。忠孝一に出づ。教訓俗を正し、言はずして化す。祭以て政を爲し、政以て教を爲す。教と政と未だ嘗て分れて二とならず。故に民たゞ天祖を敬し天胤を奉ずるを知る。鄉ふところ一定し、異物を見ず。是を以て民志一にして天人合す。此れ帝王恃んで以て四海を保つところにして、祖宗國を建て基を開く所以の大體なり」新論

といつて居る。その下學通言に説いてゐるところも、大體同一であるけれども、名文であり、且つ極めて有益なる語があるから、此處に重ねて登載せざるを得ない。

「穀は天祖の種ゆる所にして、皇孫の下土に降るや、特に齋庭の穗を受けたまふ。民の食、尤も當に重んすべきなり。而して天孫傳承し、千萬世と雖も、其の本に報じて其の始を忘れず、薦むる所の酒飯は、則ち御田種稻の餘にして手澤尙

存す。繪服は則ち穀殿に蘭を含むの餘にして口澤尙存す。日胤は天祖の遺體を以て、誠を盡し敬を盡す。其の物は則ち依然として神世の遺にして靈薦陳設す。其の禮は則ち歴然として天上の儀にして峻弁供奉す。其の人は則ち嚴然として神明の胄にして、今日は即ち上古、上古は即ち今日、子孫と祖先と異體にして同氣、至尊は既に遺體を以て事を敬し誠を盡し、天祖の左右に在るが如し。群臣の供奉する亦皆祖先の遺體を以て祖先の事を行ふ。以て黎元に至るまで、亦天祖の餘澤に衣食し、其の力を獻じて米穀百物を供へ、以て其の誠信を輸す。亦皆面ユニハ天祖に奉承するがごとくならざるはなし。祭政維一、億兆一心、衆誠の感するところ、神明洋洋として左右に在ますが如し。人神以て和し、四海大同、異物に遷らず。報本反始の義亦大且つ盛ならずや」下學通言

會澤は此の君民祖孫一體の大祭の行はれるのは、我が國の神國たる所以であるとし、

「日嗣の君は、日神の遺體にまし／＼て、今も天神に事へ給ふ事在すが如く、氏々の人は、皆諸神の子孫にして、其の遠祖の人々、古、日神に事へ奉りし時にかはらず、千萬世の後までも、天上の儀を傳へて、神代の遺風を其まゝに行はれ、今の世も神の世に異なる事なきは、他邦異域に絶てなき事なれば、神國とは申す也。」草偃和言

と云つて居る。會澤は職業を世襲した氏族制度の時代を標準として言を立てゝゐるのであるが、其の本義は今日にも通する。

會澤は此等によつて、祖孫君民一體の大祭の意義を説き盡してゐるのであるが、
「至尊の誠敬は、震極よりして天下に達し、天下の誠敬は、億兆よりして神京に萃る。上下間なく、百慮一致し、皆神天イツシムを嚴しみ、君父を敬ふに出てざるはなし。」下學通言

といつて、神京宸極を中心として、誠敬の心が上下に交流し、國を擧げて精神的に一體となる所を高調してゐるなどは、彼の學説を發揮して餘蘊なしといふべきである。そして確に其處に此の大祭の本義の見るべきものが存するのである。

六 大嘗祭當日の國民の心得

會澤は、大嘗祭當日の國民一般の心得として、下の如く述べて居る。

「悉くも、至尊これを受取せ給ひて、御飯御酒となし、親ら天神に供し給ふ。是萬民の天神に報い奉らんとする誠心を、

玉體に負はせ給ひて、これを天神に通じ給ふ御事なるに、天下の臣民も此義を知りて、此日には祝ひ喜びて、天恩を仰ぎ奉るべき也。今は拔穂などの事も、やみて行はれず、悠紀・主基の國も常に定りて、卜定といふ事なれば、諸國の人々、今日、かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も天神の播種せられし米穀を食べて生活しながら、其種を得たる源をも知らず。天神の賜物を輕忽にせんは、恐るべき事にあらずや。されば士民となく、今日或は神社に詣て、或は親戚朋友會集して、新穀を嘗め、共に天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべき也』草偃和言

之は江戸時代の末頃の事である。明治維新以後、萬事が國體の常道に復し、御即位禮も大嘗祭も、我が國體の本義と歴史の教訓とに鑑み、研究に研究を重ねて、其の儀禮も十全を盡して整備し、全國の臣民は皆之に奉仕することが出来るやうになつてゐるのであるから、そして又一般の國民教育も大に進んでゐるのであるから、此の御大祭の意義を自覺し、國を挙げて之に奉仕敬祝すべきである。會澤等の志士の靈も、此の昭代の盛儀を仰いて、さぞ感激歡喜することであらう。

四 田中義成の御大禮に關する説

御大禮と皇室の御歴史との關係に就いては、大正天皇の御大禮に際し、文學博士田中義成氏が、「御大禮に就ての所感」と題して述べた説が、よく其の要を得て居るやうに思はれるから、更に其れに節略を加へ、参考として左に登載して置く。

「此度の御大禮については、七千萬の臣民が舉つて、歎呼の聲を放つて祝賀の意を表する事であるが、我々史學に從事するものは、二千年來の歴史を回顧して、一層歡喜の念を深うするものである。それは何かといふと、歷代に於ける即位の大禮は、皇室の盛衰と相伴つて昇降して居る様である、即ち皇室が盛なるときは、その禮も盛大であるが、皇室が衰へるときは。その禮も粗略であつた様である、上世の事は記載が不備であるから、よく分らないが、大化改新以後は、隋唐の文物典章を次第に參照あらせられた結果として、皇室の制度も追々と整備して、大禮の光景も、史籍の上にてやゝ窺ひ奉ることが出来る様になり、皇居の規模も漸次宏壯となり、奈良朝になつては、大極殿に於て莊重な儀式を以て大禮を挙げさせらるゝ様になり、平安朝に入ては、皇室の典禮がます／＼完備して、内裏式貞觀儀式などを制定せられ、朝廷の禮容は儕然としてその盛を極めた。併しながら、盛極にて衰ふるは數の免れざる所で、やがて、藤原氏が權勢を悉まゝにし、朝廷の紀綱が廢弛すると同時に、その典禮も従つて衰頽に赴き、大禮の期に臨んで、或は病を稱し、或は口實を設けて、參仕を遁れやうとするものもあるに至つた、従つてその儀式も形式に流るゝのみならず、作法を誤り、失態を演するものさへあつて、埒もなき有様となつた。鎌倉時代となつては、一層崩壊して、大禮に關する調度なども、或は模造品を以て間に合せ、紙張の大鼓などを作つて、それで濟ませるといふ様な事もあるに至つたのは、誠に慨嘆すべき次第である、南北朝時代に至つては、南朝は猶更の事であるが、北朝でも、財政窮乏の結果として、儀式らしき儀式を挙げ給ふことが困難であつた、室町時代に降つては、皇室も幕府も共に俱に衰頽の極度に達して、後柏原天皇の如きは、践祚以後二十年を経て、有志の献金によつて、始めて即位の大禮を挙げさせられ、後奈良天皇も践祚後十年にして、これまた有志の献金によつて、即位の式を行はせられたといふ有様である、織田信長が起るに及んで、初めて皇居を修め朝儀を興し、秀吉も之に繼て、奉公の誠を致したので、朝儀は次第に回復して、江戸時代に至るまで、形の如く大禮を行はせられたけれども、到底王朝の盛時には及ぶべくもあらずである、然るに明治の御代となつて、天日再中の觀を呈し、先帝の御即位は、大に舊制を打破し、雄大深遠の意義を以て新にその儀注を制定せられ、紫宸殿の階下に香爐を安置せる舊義を改め、香爐の代りに地球儀を置かせられて、廣く智識を世界に求むるの意を表はされたといふ事である、明治の御代の大精神は、既に此の大禮の中に發見して居る。さればこそ、未だ五十年ならざるに、國運日に躋り、疆土も擴大して、此度の御大禮には、世界十七箇國の元首の代表者を初として、朝鮮・滿洲・臺灣・南洋に至るまで、新領土の代表者が式場に參列するといふのは、實に建國以來未だ嘗てあらざる盛觀である、我が帝國が、斯る異常の發展を致したのは、決して偶然の結果ではない、皇室と國民との間に於ける深遠なる關係が、其の根底となつて居るからであらうと思はれる。何となれば、上に述べた如く、皇室の盛衰は隨分甚しく、或時代には大禮を準備する資力がないので、有志者の獻金によつて僅に大禮を挙げさせらるゝといふ有様になつたのは嘆かはしい事ではあるが、一面から見れば、國民の歴史的忠誠が、皇室の衰頽によつて發露したのである。我が歴代の皇室が國民を愛撫し給ふ大御心は、實に有り難いものがある、その一例をいへば、皇室は國民を稱す。

して、大御寶と仰せられて居る、いかに國民を大切に思召して入らせられしかば、此の一語ても分るのである、であるから、大禮のときの宣命にも、「集侍皇子等、王臣百官人等、天下公民諸聞食止詔」とある。公民の傍訓には、古くより「お大御寶」^{（御寶）}と讀ませてある、之に據れば、一般の國民も、大禮の式場に參集するの榮を得たこと、思はれる、嘗て大禮ほみたから」と讀んで居る様を畫いてあつた。御大禮のときでさへ、斯の如き有様であるから、平常に於ける宮中の御儀式などには猶更のこと、難人が犇々と押しかけて來るので、參仕の公卿たちは、之を排して昇殿するといふ状況であつた事は、記録に散見して居る。これらは、上世より皇室と國民とが家族的に親和せる遺風の存して居るのであるまい。斯様に皇室と國民とは歴史的に深遠なる關係を有つて居るので、皇室に盛衰があつても、國民の心は常に渦る事なくして、以て今日に至つたのではないか。斯く考へ來れば此のたび振古未曾有の壯觀を以て即位の大禮を舉げさせらるゝに至つたのは、歴代の陛下が、幾多の盛衰艱難に耐へさせられ、歴代の國民も亦終始一貫その節を變ぜず、奉公の誠を致した結果である。即ち皇室と國民とが、二千年來奮闘努力して贏ち得た結果である。されば、今後は、皇室も國民も。此の隆々たる國運を荷ひ、此の無前の慶典を辱しめてはならぬといふ大責任大覺悟を有たねばならない。私は此の意味を以て此度の大禮を慶賀したいと思ふのである。」（國學院雑誌第二十一卷第十號）

御大禮の時間割 大禮使の非公式發表

かねて大禮使典儀部に於て數ヶ月に亘り慎重考究中であつた御大禮諸儀式の時刻に就ては、十一月十日即位式當日紫宸殿の儀に於ける首相の萬歳奉稱が午後三時と決定した他、全般に亘り大體左の如く決定を見たので十五日大禮使から非公式に發表された。

△京都行幸の儀（十一月六日、七日）

東京

御祭典 午前四時頃より

御發 同七時頃

東京驛御發車 同八時頃

名古屋

東京

御祭典 午前四時頃より

御發 同七時頃

東京驛御發車 同八時頃

名古屋驛御著 午後三時過

同離宮御著 同四時半頃

同御發 午前十時頃

同驛御發 同十一時頃

京都驛御著 午後二時過

同皇宮御著 同三時半頃

御祭典 午後六時頃終

△賢所大前の儀（十一月十日）

午前八時頃始 午後十一時半頃終

△紫宸殿の儀（十一月十日）

午後一時半頃始 午後三時半頃終

△御神樂の儀（十一月十一日）

午後二時頃始 翌午前一時頃終

△大嘗宮の儀（十一月十四日、十五日）

午後五時頃始 翌午前四時半頃終

△大嘗第一日の儀（十一月十六日）

午前十一時半頃始 午後二時頃終

△同第二日の儀（十一月十七日）

午前九時頃始 午後六時半頃終

△神宮観賜の儀（十一月廿一日）

午前九時頃始 正午頃終

△豐受大神宮 午前九時頃始 正午頃終

御大禮の精神的意義

編輯後記

三

○本年四月發行の本誌特輯「御大禮に關する基礎的知識」の姊妹篇として、茲に「御大禮の精神的意義」號を御手許に御送り致す事になりました。

○特輯には主として御大禮の外面に現れる法式に關しての基礎的知識を載せましたが、本輯では其の内面に作用する精神に關する説明を主としてあります。兩號を併せて御研究の上、我國典禮中最も重要な意義を有する御大禮に就て、充分なる御理解を得られる様希望致します。

○豫告を度々變更致して恐縮ですが、御即位禮勅語謹解と重複致しますので、教育勅語に關する研究の發表は本年に限り中止しますから御諒承下さい。

○前記「御即位禮勅語謹解」は、倍大號となる豫定ですから、十一月十二月兩月分に該當する事になります。なるべく早く發行したいとは思ひますが、十一月下旬又は十二月上旬發行の都合となるでせう。從つて十一月號としては餘程後れる事になりますから豫め御承知置き下さい。

○主幹亘理教授の御即位禮勅語謹解は、單行本としては發行されませんから、本パンフレットを各方面に御紹介の上、國民の一人でも多くが大御心を正しく理解し得る様御盡力下さい。

○本誌第四輯及第八輯は品切でしたが、今回再版されましたから、御希望の方は御申込下さい。

○第三輯は目下品切ですが、希望部數百部に達すれば再版致しますから、豫め申込み置き下さい。

○從來本會で御取次してゐました正式日章旗は、本會の都合に依り、九月以後は鶴井旗店へ直接に御申込を願ふ事に變更致しました。前輯に詳しく述べて置きましたが尙ほ念の爲申し添へて置きます。

○よい時候となりました。會員諸君の御健康を祈ります。

「修身研究パンフレット」購讀會員規約

〔修身研究パンフレット〕は會員に頒布し、會費半年分一圓を添へて申込めば、何人にも會員たることを得。

價格

一冊	金十七錢	(郵稅共)
六冊 (半年分)	金一圓	(同上)
十二冊 (一年分)	金二圓	(同上)

1. 送金方法は前金、斯の道學會振替貯金、(口座番號、東京

七〇一二一番)を利用されたし。

體 裝

色

菊版、紙數約三十二頁。毎月一回(上旬)發行。

1. 内外の道德教育に關係ある資料、方法に關する重要問題を網羅すること。

2. 題目を少くとも半年分づゝ豫告すること。但し、時宜により、題目を變更することあるべし。

3. 重大問題に對しては時機を失せぬ様、臨時號を發刊すること。
(例へば、今秋、行はせられる御即位の大禮に關するものゝ如き)
斯の道學會に起る修身科の教材を蒐集し、適當の時期にこれを纏めて發行すること。

不許

昭和三年十月八日印刷
昭和三年十月十一日發行

修身研究パンフレット第十二輯
定價 金十五錢

著作者
發行者

東京市京橋區本挽町二丁目十三番地

亘理 章三郎

印刷者
島貞治

東京市京橋區本挽町二丁目十三番地

印刷所
新堂

東京市京橋區本挽町二丁目十三番地

發行所 東京市小石川區小
日本書院
東京七〇一二二一
斯の道學會

既刊目次

教育勅語と修身教授	第一輯 教育勅語と修身教育(一) 直理章三郎
序説	二、法令上にあらはれた修身教授と教育勅語
	三、修身書及び教授細目、文部省著作の第一回小学校
	四、勅語と第二回第三回文部省著作の小學修身書
	五、勅語と現行即第四回文部省著作の小學修身書
	六、勅語と中等學校の修身教授要目
	七、勅語と中等學校の修身教授要目
	八、勅語と中等學校の修身教授要目
	九、勅語と中等學校の修身教授要目
	第十輯 教育勅語と修身教育(二) 岡野徳右衛門
	教育勅語の解釋に就いて
	教育・關スル勅語の取扱について 山口友吉
	教育勅語取扱に関する研究會記事 斯の道學會研究部
	第三輯 修身教育と歴史教育
	修身科と歴史科
	忠君思想の涵養と歴史教育
	修身教育と郷土史
	修身教育と歴史教育に関する研究會記録 斯の道學會研究部
	第四輯 修身科の成績考査
	修身の成績考査に就いて 野々村運市
	修身科の成績考査について 野々村運市
	成績認定に關する法規 向山嘉章
	修身科の成績考査に關する研究會記録 斯の道學會編輯部
	第五輯 操行査定
	操行査定について 野々村運市
	操行査定に就いて 野々村運市

操作査定に就いて 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
試験制度改正法令 第六輯 新入生の待受	斯の道學會編輯部
新入生徒の取扱い 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
児童を正しく見ること 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
如何にして入學児童を待つべきか 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
親として、教師として 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
御大禮に關する基礎的知識 第七輯 (特輯) 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
思想問題 第八輯 思想問題と共産黨事件 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
共産黨事件 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
純道德意識と擬道德意識 第九輯 道徳意識の調査 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
児童道德意識の調査に就て 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
道徳意識に關する研究會記録 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
第一回普通選舉が與へた二人教訓 第十輯 最初の普選より得たる教訓 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
普選法の變遷と普選の意義 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
第一回普選の結果 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
國家の研究 第十一輯 ワイルドの國家論 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
ワイルドの著「國家の倫理的基礎」に就いて 斯の道學會編輯部	斯の道學會編輯部
御即位禮勅語謹解 第十三輯 (十一月發行)	斯の道學會編輯部

終